

級地区分及び地域手当の見直しを求める意見書

一般職の職員の給与に関する法律第11条の3及び人事院規則9-49第2条の規定により、武蔵村山市の地域手当の級地及び支給割合は、7級地3%となっている。

一方、本市に隣接する福生市の級地及び支給割合は、3級地15%、立川市及び東大和市は、4級地12%であり、本市と比較すると著しく乖離している状況である。

この級地区分における地域手当の支給割合は、地方交付税に係る普通態容補正、国民健康保険診療報酬、介護保険報酬、保育所運営費等の算定基準としても利用されており、行政運営に多大な影響を及ぼしている。

さらに、社会福祉法人の給与の算定基準にもなっていることから、本市から地域手当の高い地域に人材が流出することも考えられるなど、市民生活にも大きな影響を及ぼしており、このような事態が継続していることに強い懸念を覚えるものである。

こうした現状を踏まえ、地域区分は、同一生活圏内の類似性、近似性の観点からも是正されるべきものであり、精査の上、改正されることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和5年6月29日

武蔵村山市議会議長

田 口 和 弘

衆議院議長	細田博之殿
参議院議長	尾辻秀久殿
内閣総理大臣	岸田文雄殿
総務大臣	松本剛明殿
人事院総裁	川本裕子殿